

## 『国民発議 Q&A』より抜粋

### 私たち INIT がめざすもの

主権者による〔発案権〕の行使を保障するイニシアティブ制度。

主権者による〔拒否権〕の行使を保障するレファレンダム制度。

発案にせよ拒否にせよ、この制度を用いた主権者の権利行使を「**国民発議**」と呼びます。

INIT 国民発議プロジェクトは、そうした制度を日本に導入することをめざす市民グループで、一般社団法人でもあります。

### 「選挙制度」だけでは不十分

では、何のためにこの制度の導入を図るのか。それは、国民主権や民主主義をより充実させるためです。

どこか特定の政党を支持している人であっても、支持する政党はないという人であっても、私たちは皆この国の主権者なのだから、ちゃんと〔政治参加・行政監視〕をしないといけません。だけど、参加・監視の手立ては「選挙」だけでは不十分です。

### 「イニシアティブ」（国民発案）と「レファレンダム」（国民表決）

いずれも憲法や法律など、ある事柄（案）について主権者の意思を確認する制度ですが、その事柄（案）を主権者が提案するのか議会や政府が提案するのかが、違います。

「イニシアティブ」（国民発案）は、国あるいは自治体において、主権者・国民の直接請求により自ら提案する憲法や法律（条例）の制定・改廃などを国民（住民）投票に付す制度です。

「レファレンダム」（国民表決）は、国あるいは自治体において、憲法や法律（条例）の制定・改廃などを行う際に、義務的に、または議会もしくは政府（首長）の裁量によって任意的に国民（住民）投票に付す制度です。一般的に「レファレンダム」はそういうものとして理解されていますが、それとは異なる主権者側から発議する「拒否権行使型レファレンダム」というものもあります。以下ではそれについても紹介します。

### イニシアティブ

主権者の側からの「発案権の行使」といえるイニシアティブは、国政の場合、憲法や法律の改廃、国際条約の批准・廃棄などについて、有権者総数の2%とか10%とかいった規定の連署を条件に、主権者・国民に発案権を認めるものです。たいていの場合は請求後に「発案された事柄の是非を決める」国民投票が実施されます。

スイスやリヒテンシュタインなどは国政および自治体レベルで、アメリカやドイツなどは州を中心とした自治体レベルでこの「**国民発案**」の制度を導入し活用しています。

「女性参政権の容認」（スイス、フィリピン、オレゴン州など）

「死刑制度の廃止」（カリフォルニア州、オレゴン州など）

「同性婚の禁止」（クロアチア、カリフォルニア州など）

「医療用マリファナの合法化」（ネバダ州、グアム準州など）

「尊厳死の容認」（オレゴン州、ミシガン州など）

「州民発案制度の改善・拡充」（ハンブルク州）

「ゴミの再利用および廃棄」（バイエルン州）

「原発交付金制度の廃止」（イタリア）

「アルコール飲料の製造・販売の中止」（ニュージーランドなど）

「連邦軍の廃止」（スイス）

「原子力発電所の段階的廃止」（スイス）

「ベーシックインカムを導入」（スイス）

「小児性愛者を児童関連事業に就かせない」（スイス）

「すべての動物実験の禁止」（スイス）

こうした多種多様な案件について「**国民発案**」がなされ、その多くが賛否を問う国民投票にかけられています。

※「イニシアティブ」と称する制度の中には、主権者が発案した事柄について国民投票にかけるのではなく、議会の審議・採決で決めるものもあります。EUの「欧州市民イニシアティブ」やフィンランドの「アジェンダイニシアティブ」などがそうです。





(左) 残留派の集会に乱入し「EU 離脱」を呼び掛ける人。ロンドンのハイドパークにて。投票日の4日前に筆者撮影。

(右) 「EU 残留」を呼び掛ける人たち。ロンドンのハイドパークにて。投票日の4日前に筆者撮影。



## 拒否権行使型のレファレンダム

紹介した日・英の二つの案件は、いずれも発議して国民投票を実施するのは議会や政府であり、主権者・国民の側からの発議ではありません。一般的にレファレンダムはそういうものとして理解されていますが、それとは異なる主権者側から発議する「拒否権行使型レファレンダム」というものもあります。

この型のレファレンダムは、政府が決めた施策や国会の立法などに対して、主権者・国民の側がそれを撤回、廃止すべしという発議（請求）を行い、国民投票に持ち込むのが一般的です。

規定の連署を添えて請求すると賛否を問う国民投票が行われ、決着をつけることになりますが、政府や議会がその請求（施策や法律の撤回、廃止）をのんだ場合、国民投票は行われません

例えば、イタリアではかつてこの制度を使って、カトリック教会とキリスト教民主党が「離婚を認める法律の廃止」を求めたり、環境グループが「原発の稼働を認める法律の廃止」を求めたりしています。（その詳細については [Q.7](#) で紹介します）

1900年以降、諸外国において、主権者・国民の側から発議・請求された「イニシアティブ」および「拒否権行使型レファレンダム」の総数は、国政レベルだけで500件を超えており、これに各国の「州」「市町村」など自治体レベルでの発議・請求を加えると総数は数万件となります。

本書では以下、「イニシアティブ」と「拒否権行使型レファレンダム」をあわせて「国民発議」といいます。

## 諸外国における国民発議の事例

(発案=発案権の行使 拒否=拒否権の行使)

			国民投票の結果
1893年	スイス	発案 ユダヤ教による屠殺方法を禁止せよ	賛成 (可決)
1974年	イタリア	拒否 離婚法を廃止せよ (離婚の非合法化)	反対 (否決)
1979年	スイス	発案 酒・タバコの広告を禁止せよ	反対 (否決)
1987年	イタリア	拒否 原発誘致自治体への交付金を廃止せよ	賛成 (可決)
1989年	スイス	発案 自動車の速度制限を引き上げよ	反対 (否決)
1992年	リトアニア	発案 大統領制を復活せよ	賛成 (※)
2004年	スイス	発案 凶悪な性犯罪者を容易に刑務所から出すな	賛成 (可決)
2004年	ハンガリー	発案 医療・保健機関を民営化せよ	賛成 (可決)
2009年	ニュージーランド	発案 子どもへの平手打ち (ビンタ) を禁止せよ	反対 (否決)
2010年	スロバキア	発案 インターネット選挙を導入せよ	賛成 (※)
2011年	イタリア	拒否 原発再開のための諸法を廃止せよ	賛成 (可決)
2013年	クロアチア	発案 同性婚禁止を憲法に書き込め	賛成 (可決)
2016年	サンマリノ	発案 公務員給与の上限を10万ユーロにせよ	賛成 (※)
2016年	スイス	発案 ベーシックインカムを導入せよ	反対 (否決)
2021年	スイス	拒否 同性婚を合法とする法律を廃止せよ	反対 (否決)

※は、最低投票率制を導入しての実施で成立要件に達せず無効となる。

こうした発議の事例はこの他にも500件以上ある。